

令和8年度山形県林業・木材産業効率化対策支援事業実施要領

第1 目的

本要領は、「山形県林業・木材産業効率化対策支援事業」を実施するに当たり、山形県補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という。）、山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領（以下「調査要領」という。）及び、令和8年度山形県林業・木材産業効率化対策支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について以下のとおり定める。

第2 特用林産物関連設備

以下の品目を生産するための設備とする。

- 1 きのこと類：しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ等
- 2 山菜類：わらび、ぜんまい、たけのこ等
- 3 木炭類：白炭、黒炭、竹炭、粉炭

第3 事業計画

1 事業計画の作成

- (1) 要綱第2条に定める事業を実施しようとする事業実施主体は、別記1の山形県林業・木材産業効率化対策支援事業実施基準（以下「実施基準」という。）に適合する内容で事業計画（別記2）を作成し、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 事業計画には、事業実施主体の規約又は定款及び決算資料又はそれに代わる資料を添付するものとする。

2 事業計画の承認

- (1) 事業実施主体は、事業計画の承認を受けようとするときは、様式第1号により所管の総合支庁長（以下「支庁長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 支庁長は、前項により提出のあった事業計画を審査し、適当と認められる場合は、様式第2号により事業計画の承認及び補助金額の内示を行うものとする。
- (3) 支庁長は、前項の通知をしたときは、関係書類を添えて農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

第4 補助金の交付決定

- 1 支庁長は、事業実施主体から規則第5条の規定により補助金交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合は補助金の交付を決定し、様式第3号により通知するものとする。
- 2 支庁長は、前項の通知をしたときは関係書類を添えて部長に報告するものとする。

第5 事業計画変更の手続き

- 1 補助事業者等は、規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、要綱第4条第2項による変更承認申請書とあわせて、変更後の事業計画書を提出するものとする。
- 2 支庁長は、補助事業者等から要綱第4条第2項による変更承認申請書の提出があったときは、第3第2項(2)により変更内容を審査し、適当と認められる場合は、様式第4号により事業変更計画の承認及び変更後の補助金額について、補助事業者等に通知するものとする。
- 3 支庁長は、前項の通知をしたときは関係書類を添えて部長に報告するものとする。

第6 完成確認検査

支庁長は、調査要領第4条による完了届の提出があった場合は、速やかに完成確認検査を行い、その結果を補助事業者等に通知するものとする。

第7 補助金額の確定

- 1 支庁長は、規則第14条の規定により補助事業者等から事業実績報告があった場合は、規則第15条及び調査要領第5条に基づき現地調査等を行い、額の確定調書(様式5号)を作成のうえ、補助事業者等に対し様式第6号により補助金額について通知するものとする。
ただし、第6に定める完成確認検査を実施した場合は、現地調査等を省略して関係書類による調査とすることができる。
- 2 支庁長は、前項の通知をしたときは関係書類を添えて部長に報告するものとする。

第8 事業計画達成状況報告について

- 1 補助事業者等は、令和9年度から5年間、毎年度当該計画の達成状況を調査年度の翌年9月末日までに様式第7号により支庁長に報告するものとする。
- 2 支庁長は、達成状況が著しく目標を下回る場合、補助事業者等に対し経営改善計画(別記事業計画書を準用)の提出を求めることができるものとする。
- 3 支庁長は、前項の経営改善計画が提出された場合、必要に応じて指導を行うことができるものとする。
- 4 支庁長は、第1項の報告があったときは、関係書類を添えて部長に報告するものとする。

第9 交付決定前の着手

本事業の着手は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、その理由を具体的に付して、様式第8号により支庁長に提出するものとする。